

# 契約の成立時期に関する一考察

大久保 輝

- 一 はじめに
- 二 旧民法および現行民法の規定の成立過程
- 三 学説
- 四 むすびにかえて

## 一 はじめに

契約は、相対立する2個以上の意思表示が合致して成立するものであり<sup>(1)</sup>、申込の意思表示と承諾の意思表示とによって成立するのが普通である<sup>(2)</sup>。ローマ法の沿革から、申込と承諾を意思の表示行為ではなく契約成立の宣言行為の残骸とし、契約によって生ずる法律効果の宣言とする説も存在したが<sup>(3)</sup>、このような解釈は消失している<sup>(4)</sup>。

この点に関して、まず、意思表示の効力発生時期について、民法は、その通知が相手方に到達したときから効力が発生する（民法97条1項）として、到達主義をとることにしている。ところが、契約の成立時期について、民法は、隔地者間の契約は承諾の通知を發した時に成立するものとしており（民法526条1項）、発信主義をとっている。また、民法は、承諾期間を定めた契約の申込について、承諾期間内に申込者が承諾の通知を受けなかったときは、申込は効力を失うとしている（民法521条2項）。一見矛盾するかのように思えるこれらの規定相互の関係をどのように捉えるかについて、従来さまざまな見解があり、この点について、筆者は既に簡単に

検討を試みている<sup>(5)</sup>。

次に、契約の成立時期について発信主義をとることが、とりわけインターネット取引のような電子契約の場合に不都合が生じることが、従来から指摘されている<sup>(6)</sup>。それを受け、2001年に「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」が制定されている。同法4条では、隔地者間の契約で電子承諾通知を発する場合に民法526条1項と民法527条を適用しないものとしている。この法律の制定によってもなお、そもそも隔地者とは何かの問題<sup>(7)</sup>、申込の拘束力（民法521条1項、524条）の問題<sup>(8)</sup>、意思表示の到達時期におけるいわゆる支配領域説の妥当性の問題<sup>(9)</sup>、交叉申込による契約の成立の問題<sup>(10)</sup>、意思実現（民法526条2項）による契約の成立の場合の問題<sup>(11)</sup>、民法と消費者法との関係についての問題など、さまざまな問題があると思われる。とりわけ、意思表示の到達時期に関していわゆる支配領域説を前提にした場合における電子通知の具体的な到達時期について、筆者はかつて一応の結論を出したところであるが<sup>(12)</sup>、これと異なる時点とする見解がある<sup>(13)</sup>。これらの問題に関しては、別の機会に論じることにはしたい。筆者が着目したいのは、電子契約の場合に発信主義の不都合が顕在化するのはそのとおりであり、その限りで電子承諾通知を到達主義とした同法の趣旨はわかるが、発信主義が不都合であることは何も電子契約に限られたことではないことである。

なお、近時、民法改正の動きが活発である<sup>(14)</sup>。もっとも、民法改正については、「壊れていないものを修理するな」<sup>(15)</sup>というような主張もあり、民法改正がなされるかどうかはなお流動的ではある。

ただ、民法改正により契約成立に関しても到達主義がとられ、また、国際物品売買契約に関する国際連合条約の18条および23条により到達主義をとることがあったとしても、契約の成立に関して発信主義をとる現行民法526条1項の立法過程や、現行民法521条2項との関係で到達主義的な解釈を試みた学説を再検討することは、意味のないことではないと思われる。なぜならば、必ずしも、「かの学説の百花繚乱も、実は誇るに足るもので

はなかった」<sup>(16)</sup>とはいえず、発信主義の不合理性を考える上で参考になると思われ、ひいては「意思主義に対する不当な評価」<sup>(17)</sup>を反省し、「意思主義の復権」<sup>(18)</sup>につながると考えるからである。

本稿では、まず、旧民法および現行民法の規定の成立過程を見たうえで、次に、民法97条1項、民法521条2項、民法526条1項の関係に関する諸学説を再検討することにする。

## 二 旧民法および現行民法の規定の成立過程

### 1 フランス民法

旧民法は、フランス民法等を参考に、ボワソナードが起草した。ここでは、フランス民法について簡単に触れておくことにする。

フランス民法は、意思主義を取り入れている<sup>(19)</sup>。すなわち、フランス民法1134条1項は、合意が法律に代わる旨規定し、また、フランス民法1157条以下では、合意の解釈について、当事者の意思を尊重すべきことを規定している。旧民法財産編327条以下でも、当事者の意思を尊重すべきことを規定し、また、現行民法91条でも、任意規定と異なる意思表示に関して当事者の意思によるべきことを規定している。

ところで、フランス民法では、申込と承諾による契約の成立について特段の定めを置いていない。ただし、現行日本民法と異なり、フランス民法は、申込の拘束力は認めていない。申込と承諾の内容は完全に一致していなければならない、一致のない場合には契約は成立しない<sup>(20)</sup>。契約は、申込者が承諾を認識したときに成立し、承諾の認識は受領で推定される<sup>(21)</sup>。したがって、契約の成立に関して実質的には到達主義をとっていると見てよいであろう。

### 2 旧民法

旧民法では、合意のうち人権（債権）の創設を目的とするものを契約と

いう（旧民法財産編296条2項）。そして、合意は、「当事者又ハ代人ノ承諾」、「確定ニシテ各人カ処分権ヲ有スル目的」、「真実且合法ノ原因」の3条件を具備することを要するとする（旧民法財産編304条1項）。合意の効力として、当事者間では合意が法律となる旨規定する（旧民法財産編327条1項）のは、フランス民法1134条1項と同様である。

隔地者間における合意については、旧民法財産編308条で次のように規定する。

### 「第三〇八条

遠隔ノ地ニ於テ取結フ合意ノ言込ハ其受諾ノ為メ明示又ハ黙示ノ期間ナキトキハ受諾ノ報ナキノ間ハ之ヲ言消スコトヲ得但言消ノ報ノ達スルニ先タチ受諾ノ報ヲ発シタルトキハ其受諾ハ有効ニシテ其言消ハ無効ナリ

右ニ反シ明示又ハ黙示ノ期間アルトキハ其期間ハ言込ヲ言消スコトヲ得但言消ノ報カ言込又ハ期間指示ノ報ニ先タチ又ハ同時ニ先方ニ達シタルトキハ此限ニ在ラス

此指示期間ニ受諾ヲ為ササルトキハ言込ハ期間満了ノミニテ消滅ス

受諾モ亦之ヲ言消スコトヲ得但其報カ受諾ノ報ニ先タチ又ハ同時ニ言込人ニ達スルコトヲ要ス

言込人カ死亡シ又ハ合意スル能力ヲ失ヒタルモ先方カ未タ此事実ヲ知ラサル間ハ其受諾ハ有効ナリ

郵便、電信ノ錯誤ハ差出人ノ責ニ帰ス但郵便、電信ノ官署ニ対スル求償権アルトキハ之ヲ行フコトヲ妨ケス」

この規定を見る限り、合意の成立すなわち承諾に関して到達主義をとっているか否かは必ずしも明確ではない。ただし、ボワソナードは、この規定に関して、「申込が承諾されたときには、申込はもはや撤回できない。なぜならば、契約は成立しているからである」<sup>(22)</sup>と述べている。なお、現

行民法と異なり、言込の言消（申込の撤回）を認めていることと（旧民法財産編308条1項）、受諾（承諾）の言消（撤回）もまた受諾の報よりも先にまたは同時に言込人（申込者）に達するまで認められていること（旧民法財産編308条4項）には注目してよいであろう。このようなことが認められるのは、今日、通信手段は迅速で数多く、最初の通知と反対のものが先に着くことは簡単に考えられるからだという<sup>(23)</sup>。

このように見ていくと、旧民法は、どちらかというとならば契約の成立に関して到達主義的な立場をとっているといえそうである。

### 3 現行民法成立過程

旧民法はいわゆる法典論争で施行延期となり、その後、現行民法の編纂がなされることとなる。

ところが、法典調査会における現行民法526条1項の議論を見てみると、起草委員間でも争いがあることがわかる<sup>(24)</sup>。とりわけ、諸外国の立法例や旧民法財産編308条の読み方について、見解が異なっている。

現行民法526条に相当する原案523条は、次のように提案された。

「第五百二十三条 隔地者間ニ為ス契約ハ承諾ノ通知ヲ発シタル時ニ成立ス

申込者ノ意思又ハ取引上ノ慣習カ承諾ノ通知ヲ必要トセサル場合ニ於テハ契約ハ承諾ノ意思表示ト認ムヘキ事実アリタル時ニ成立ス」<sup>(25)</sup>

#### (1) 梅謙次郎の説明

この規定の趣旨について、起草委員の梅謙次郎は、まず、「吾々カ此契約ノ少ナクトモ承諾ニ付テハ発信主義テナケレハ往ケマイト思フタ理由ハ簡単ニ申シマスルト詰リ取引ノ迅速ト云フコトデアツテ承諾ノ到着スルヲ待テ始メテ契約カ成立スルトシテ置ケハ既ニ承諾ヲ為シテ契約カ成立スヘキ筈テアル夫レカラ後ニ取消カ来テモ取消ハ無効テアル契約カ成立スヘキ

ノテアルノニ併シナカラどんなコトテ延着スルカモ知レナイどんなコトテ紛失スルカモ知レナイ兎ニ角向フニ到着シナケレハ契約カ成立セヌト云フカラ暫ク待テ見ルノ外ナイト云フノテ承諾者ノ方テ暫ク待テ居テ愈々其承諾状カ向フニ届イタト云フコトノ慥カナ通知ヲ得マセヌケレハ契約カ成立シタモノト見ルコトカ出来ヌト云フコトテハ忙イ取引ノ世ノ中ニハ然ウ云フ法律ハ適セヌ迅速ヲ尚フ今日ノ世ノ中ニ於テハ承諾状ヲ発スレハ直クニ契約カ成立スルトシテ置カヌト不都合テアラウト思フタ」<sup>(26)</sup>として、取引の迅速性をあげている。

次に梅は、「総体テ商業会議所ノ意見カ二十余リ参ツテ居ルノテアリマスカ其中テ此発信主義一絶対ノ発信主義ヲ採ツテ居ルノカ十四アリマス夫レカラ原則トシテ発信主義ヲ採ルト云フノカ六ツアリマス併セテ二十アル其外ノハ即チ純然タル受信主義ヲ採ツテ居ルノカ二ツ夫レカラ其主義カ判然ト仕兼ネルノカ三ツアリマス」<sup>(27)</sup>などとして、各地の商業会議所の多くが発信主義を採用していることを説明している。

## (2) 富井政章提出の修正案

ところが、起草委員でもある富井政章は、次のような修正案を提出する。

- |      |   |
|------|---|
| 「第一案 | 第五百二十三条第一項 削除<br>第五百二十四条 削除   |
| 第二案  | 第五百二十三条第一項ヲ左ノ如ク改ムルコト<br>隔地者間ニ為セル契約ハ承諾ノ通知ヲ発シタル時ヨリ其効力ヲ生ス<br>第五百二十四条 削除                  |
| 第三案  | 第五百二十三条第一項ニ左ノ但書ヲ加フルコト<br>但申込者カ承諾ノ通知ヲ受クル前ニ又之ト同時ニ其取消ノ通知ヲ受ケタルトキハ契約ハ成立セス」 <sup>(28)</sup> |

修正案の理由として、富井は、「合意ト云フモノカ何ウ云フ時ニ成ルト云フ問題テアルト思ヒマス一方ハ苟モ申込人ト同シ意思ヲ表示スレハ夫レハ合意ト云フモノカ立派ニ成ルテハナイカ他ノ一方テハ夫レ丈ケテハ同シ事ヲシヤウト云フ意思カ並ヒ立ツテ居ル丈ケテ意思カ表シ合ツタトハ言ヘナイ斯ウ云フテ私モ詰リ其第二ノ考ヘヲ持ツテ居ルノテ唯タ承諾ノ通知ヲ発シタ丈ケテハ申込人ト同シ意思ヲ持ツテ居ルト云フコトヲ言ヒ顯ハシタ丈ケテ向同シ事ヲ為サウト云フ意思カ並ヒ立ツテ居ル丈ケテ双方ノ意思カ表シ合ツタノテナイ」<sup>(29)</sup>として、承諾の通知の発信のみでは双方の意思が合致しているとはいえないとしている。

### (3) 立法例に関する議論

なお、フランス民法が契約成立に関して採用しているのは発信主義か到達主義かについては、フランス民法には明文がないため、法典調査会では、梅と富井とが議論をしている。

到達主義を主張する富井は、立法例として、イギリスだけが発信主義であり、成文法の国々では到達主義をとっているとしている<sup>(30)</sup>。また、既成法典（旧民法）は曖昧であるとしている<sup>(31)</sup>。

これに対して、梅は、フランスにおいても、判決例や学説の多くが発信主義を採用していると主張している<sup>(32)</sup>。また、既成法典（旧民法）のポワソナードの説明によっても「慥ニ発信主義ヲ採ツテ居リマス」と主張する<sup>(33)</sup>。

これらの議論の末、議決がされ、原案で確定している<sup>(34)</sup>。

### (4) 民法修正案理由書による理由

民法修正案理由書の525条の理由によれば、隔地者に対する意思表示は、総則としては受信主義をとったが、契約については、取引の円滑と迅速を期するために発信主義を採ったとする。そして、各地の商業会議所や実業家の意見も発信主義であるとする<sup>(35)</sup>。これはほぼ梅の上記説明に沿うものであるといえる。

#### 4 梅と富井の各教科書での記述

現行民法が、法典調査会での議論を通じて、契約の成立に関して発信主義を採用したことはこれで明らかになった。しかし、その後も起草委員の梅と富井は、発信主義と到達主義のいずれがいいのかについて、各教科書においてまるで正反対の記述をしている。

まず、梅は、「余ハ夙ニ発信主義ノ学理上最モ正鵠ヲ得タルコトヲ信スル者ナリ蓋シ意思表示ナルモノハ表意者自ラ表示スルモノナルコトハ言フヲ俟タサル所ニシテ代理ノ場合ニ於テモ代理人ハ自己ノ意思ヲ自ラ表示スルモノナルカ故ニ等シク表意者ノ意思ヲ表意者自ラ表示スルモノナリ果シテ然ラハ表意者が其意思ヲ表示スルニ付キ為スヘキ事項即チ表意者ノ行為ヲ完了シタルトキハ意思表示ハ当然成立スヘク他人カ之ヲ知り若クハ其通知ヲ受取ルカ如キハ意思表示其物ト全ク別異ノ事項ニシテ常ニ意思表示アリシ後ニ生スル事実ナリ故ニ意思表示ハ表意者ノ行為ニ属スル事項カ完了シタルトキハ必ス成立セサルヘカラサルモノナリト信ス而シテ表意者ノ行為ハ隔地者間ノ意思表示ニ在リテハ発信ノ時ニ了ハルモノトス」<sup>(36)</sup>として、意思表示後の事実は表意者の意思とは別物であるから、発信主義がよいとしている。

一方、富井は、「通知ヲ必要トスルコトニ徴シテ明瞭ナルモノト謂フヘシ発信主義ヲ採ル者ハ唯意思表示カ表意者一方ノ行為ナルコトヲ根拠トシ苟モ表意者ニ於テ其権力内ニ在ル行為ヲ尽了セハ意思表示ノ完成スヘキコトヲ主張スト雖モ此問題ハ単ニ意思表示ノ存立時期ヲ定ムルコトヲ目的トスルモノニ非ス蓋意思表示カ其効力ヲ生スルトハ通常相手方ニ対シテ或ハ法律上ノ効果ヲ生スルコトヲ謂フモノナリ即チ之ヲシテ或ハ権利ヲ失フニ至ラシムルコトアルヘク或ハ義務ヲ負ハシムルコトナシトセス然ルニ未タ其意思表示アルコトヲ知ル能ハサル間ニ忽然此等ノ効果ヲ生セシムル如キハ実ニ不条理ト謂ハサルヘカラス」<sup>(37)</sup>として、相手方の知らないところで権利を失ったり義務を負ったりするのはおかしいとして、到達主義がよいとしている。



### 三 学 説

ここまで、旧民法および現行民法の規定の成立過程について概観した。ここで明らかになったのは、フランス民法や旧民法が発信主義か到達主義か必ずしも明らかではないものの到達主義のように読めること、現行民法起草委員の間でも、発信主義の立場をとる梅と到達主義の立場をとる富井とで見解が異なっていたこと、諸外国や旧民法の立法例自体に議論がある一方、国内の慣習の調査の結果、商業会議所の多くが発信主義を採っているということが後押しとなって、発信主義が採用されたことである。

こうした立法時の議論にもかかわらず、一見矛盾する民法97条1項、民法526条1項、民法521条2項の相互の関係について、さまざまな学説が提唱されている。ここで、これらの学説を概観することにする。

#### 1 承諾期間の定めの有無を問わず統一的に理解する見解

これらの見解は、到達主義的な見解である。

##### (1) 契約成立につき発信時説、承諾につき到達時説

まず、契約は承諾の発信の時に成立するが、承諾の効力・契約の効力は承諾の到達の時に発生するとする説がある<sup>(38)</sup>。この説によれば、承諾の意思表示の完成に関しても他の一般の意思表示と同じく到達主義をとっていると、契約の効力発生時期と承諾の意思表示の効力発生時期とは関係がないとする<sup>(39)</sup>。発信や到達は意思表示の問題であって契約そのものではないことからすれば、民法526条は隔地者間の契約成立時期のみを考えれば十分であり、承諾の成立時期や効力発生時期について考えるべきではないから、この説は条文の解釈として忠実であるといわれる<sup>(40)</sup>。しかし、契約の成立と承諾とを分離して考えられるものであろうか。あまりにも技巧的すぎないであろうか。

## (2) 停止条件説

次に、承諾は発信の時に到達を停止条件として成立し、到達によってその効力は承諾の発信の時に遡って発生し、契約も発信の時に成立するとする説がある<sup>(41)</sup>。この説は、民法521条、民法522条、民法524条の規定と対照して、矛盾を調和するにはこのように解するしかないとする<sup>(42)</sup>。しかし、この説は民法527条の申込の撤回の通知の延着についての規定と矛盾すると批判される<sup>(43)</sup>。

## (3) 不確定効力説

さらに、承諾は発信によって不確定的に効力が生じ、契約も成立するが、到達によって効力は確定するとする説がある<sup>(44)</sup>。前述の停止条件説が、民法527条と矛盾すると批判して出てきた説である。しかし、この説をとっていた者も、規定の文理として民法526条1項が純粹の発信主義のごとく表現しているうえ、起草者の意思を引き合いに出して、改説した者がいる<sup>(45)</sup>。

## 2 承諾期間の定めの有無により理論構成を異にする見解

この立場は、承諾期間の定めのない場合は、発信によって確定的に効力を生ずるとし、承諾期間の定めのある場合は、民法521条2項により到達を要し、到達がなければ承諾の効力が発生せず契約が成立しないと解する立場である。これらの見解は発信主義の立場に立っている。

### (1) 未必条件説

この説は、承諾は、原則として発信により効力が生じ、契約も成立するが、承諾期間の定めのある場合は例外として到達を必要とし、承諾は発信によって未必的に効力が生ずるとする説である<sup>(46)</sup>。この説に対しては、一方で、民法521条2項は申込者に承諾期間内の承諾の到達をもって契約成立の要件とする意思があると仮定しつつ、一方で、民法526条1項の適用があることを主張するのは全然不徹底の論であるとの批判がある<sup>(47)</sup>。

## (2) 申込失効説

この説は、承諾は、原則として発信により効力が生じ、契約も成立するが、承諾期間の定めのある場合は例外として到達を必要とし、承諾の不到達は承諾そのものの効力には影響はないが、申込の効力が失われるから、契約は成立しないとする説である<sup>(48)</sup>。この説に対しては、承諾が発信によって効力を生じた後は、申込は独立の存在を失うのだから、承諾の不到達の場合に申込だけが効力を失うと解することは、条文の文字には忠実だが、理論としてはいささか妥当を欠くという批判がある<sup>(49)</sup>。

## (3) 解除条件説

この説は、承諾は、原則として発信により効力が生じ、契約も成立するが、承諾期間の定めのある場合は例外として到達を必要とし、承諾は不到達を解除条件として発信によって効力を生ずるとする説である<sup>(50)</sup>。この説に対しては、民法527条の規定とは矛盾しないが、擬制を用いないと到達の結果として承諾の効力を全てなくす理由を説明できないなどと批判される<sup>(51)</sup>。

## 3 私 見

既に現行民法の成立過程で見たとおり、民法97条の隔地者に対する意思表示一般の効力に関する到達主義を貫徹せず、法典調査会におけるさまざまな議論の末、民法526条に、契約の成立時期に関する発信主義の規定を置いたのである。そうすると、到達主義的見解である前者の承諾期間の定めの有無を問わず統一的に理解する見解は、立法者意思解釈としては採れないことになる。そして、発信主義的見解である後者の承諾期間の定めの有無により理論構成を異にすると考えざるを得ないであろう<sup>(52)</sup>。

もちろん、いったん立法された後は、文理や論理、立法目的等に従い、解釈をすることは可能ではある。しかし、前者の到達主義的見解は解釈の限界を超えているものと考えられる。

そこで、後者の発信主義的見解を採るとして、いずれがよいか。現行民

法の起草委員であった梅は、解除条件説を採っているから<sup>(53)</sup>、立法者の意思としては、解除条件説ということになる。現行民法の解釈としては、一応これに従っておくことにする。

もっとも、契約の成立に関するこれらの規定は任意規定である。任意規定と異なる意思表示をすることはできる（民法91条）。明示的に、申込の意思表示の中に契約成立に関して到達主義を採る意思を入れておき、これに対して承諾の意思表示をすることは可能であろうし、さらに承諾確認の通知などにまで遅らせることも可能であろう。

また、慣習によることもできよう（民法92条）。さらに、承諾期間の定めがあるとすれば、申込は効力を失うわけであるから（民法521条）、取引によっては、黙示的に承諾期間の定めがあるとも考えることも可能であろう<sup>(54)</sup>。

#### 四 むすびにかえて

以上のように、筆者は、民法526条1項と民法521条2項との関係について、解釈論としては、発信主義的見解を採らざるを得ないとした。しかしまた、これらが任意規定であるため、契約当事者の意思が優先されるのである。

わざわざ民法526条1項の規定を置いた現行民法の解釈としては、発信主義的な解釈にならざるを得ない。それにもかかわらず、これだけの細かな学説が展開されたことも忘れてはならないであろう。すなわち、多くの場合において発信主義が契約当事者の意思に合致しないのである。

契約は守られなくてはならない。その根拠は当事者の意思に求められる。それだけに、義務の発生を伴う契約の成立を認めるのには拙速であってはならないであろう。

この点、到達主義的見解の理由として、「民法が規定するような一般の関係において、しかも特別の事情がない場合に承諾の意思が申込者の意思

に伝わることなしに、承諾の通知を発するや否や契約関係が発生するというようなことは、一般原則として認められえない<sup>(55)</sup>ということがあげられていることには耳を傾けるべきであろう。

さらに、到達主義的見解は、「意思表示の効力発生時点を到達の時としたのは、その効力発生時点を明確にしうるからであり、到達が通常了知しうべき状態であるからである<sup>(56)</sup>」としており、本来、了知を意思表示の効力発生時期とすべきところ、了知が明らかでないから、到達により了知が推定され、意思表示の効力発生時期としては到達であるとしている。つまり、本来は、到達すら意思表示の効力発生時期としては早いとしているのである。

ここで、既述のように、フランスの学説が、契約は、申込者が承諾を認識したときに成立し、承諾の認識は受領で推定されるとしていることや、現行民法の起草委員で到達主義を主張していた富井が、相手方の知らないところで権利を失ったり義務を負ったりするのはおかしいとしていたことを思い出すべきである。

結局、契約当事者の意思の探求を忘れてはならないのである。「人間の人間たるゆえんは、「自由な意思をもつ存在」にあり、納得しなければ拘束され難いのが、人間の本性なのであり、そうでなければ「人間疎外」の克服はありえないのである<sup>(57)</sup>。

#### 註

- (1) 我妻栄『新訂民法総則』（1965年）244頁。
- (2) 我妻・『債権各論上巻』（1954年）56頁。
- (3) 安田幹太「債権契約と意思の表示」法曹会雑誌12巻10号（1934年）73頁。
- (4) 遠田新一「§521（承諾の期間の定めのある申込み）」谷口知平・五十嵐清編『新版註釈民法（13）債権（4）（補訂版）』（2006年）435頁。
- (5) 大久保輝「契約の競争締結—インターネットオークションにおける契約の成立—」日本大学大学院法学研究年報31号（2001年）261頁。
- (6) 内田貴「電子商取引と法（2）」NBL601号（1996年）19頁、松本恒雄「インターネット上での取引と法」法律時報69巻7号（1997年）20頁など。
- (7) 薬師寺志光「隔地者及対話者の意義の目的論的決定」法学志林38巻7号

(1936年) 869頁。

- (8) 中原太郎「フランス法における申込み及び一方予約の拘束力とその基礎 (一)・(二)」法学協会雑誌123巻2号105頁・3号98頁。
- (9) 小林一俊『意思表示了知・到達の研究』(2002年) 54頁以下。
- (10) 磯谷幸次郎「交叉セル申込ノ効力」法学新報29巻5号(1919年) 75頁、中村萬吉「所謂交叉申込ニ就テ」法学志林22巻1号(1920年) 35頁。
- (11) 滝沢昌彦『契約成立プロセスの研究』(2003年) 103頁以下。
- (12) 大久保・前掲註(5) 261頁。
- (13) 遠田新一「§526(隔地者間の契約の成立時期)」谷口知平・五十嵐清編『新版註釈民法(13)債権(4)(補訂版)』(2006年) 493頁。
- (14) 時効研究会(代表 金山直樹)「消滅時効法の改正に向けて」NBL887号(2008年) 38頁、時効研究会『別冊 NBL122号 消滅時効法の現状と改正提言』(2008年)、民法改正研究会(代表 加藤雅信)「日本民法典財産法編の改正」ジュリスト1362号(2008年) 2頁、民法改正研究会(代表 加藤雅信)「日本民法典財産法改正試案」判例タイムズ1281号(2009年) 5頁、民法(債権法)改正検討委員会『別冊 NBL126号 債権法改正の基本方針』(2009年)、民法(債権法)改正検討委員会『別冊 NBL127号 シンポジウム「債権法改正の基本方針」』(2009年)、民法(債権法)改正検討委員会『詳解債権法改正の基本方針I序論・総則』(2009年)、「特集「債権法改正の基本方針」を読む」法律時報1013号4頁など参照。
- (15) カール・リーゼンフーバー(渡辺達徳訳)「不履行による損害賠償と過失原理」ジュリスト1358号155頁。
- (16) 星野英一「編纂過程から見た民法拾遺(二・完)」法学協会雑誌82巻5号77頁。
- (17) 石田喜久夫『現代の契約法 増補版』(2001年) 39頁。
- (18) 石田・前掲註(17) 177頁。
- (19) Henri, Léon et Jean MAZEAUD et François CHABAS, *Leçons de droit civil*, t. 2 1<sup>e</sup> vol. Obligations, 9<sup>e</sup> éd., 1998, p.54, n° 62.
- (20) H., L. et J. MAZEAUD et F. CHABAS, *op. cit.* p.136, n° 138.
- (21) H., L. et J. MAZEAUD et F. CHABAS, *op. cit.* p.142, n° 146.
- (22) Gustave BOISSONADE, *Projet de Code Civil pour l'empire du Japon accompagné d'un commentaire*, nouvelle éd., t.2, livre II, des biens des droits personnels, 1891, p. 83.
- (23) G. BOISSONADE, *op. cit.* p. 86.
- (24) 民法起草委員である梅と富井との意見の相違については、星野・前掲註

- (16) 46頁。
- (25) 法務図書館（法務大臣官房司法法制調査部）『法務図書館史料 九 法典調査会民法議事速記録 九』（1981年）143頁。
- (26) 法務図書館・前掲註（25）144頁。
- (27) 法務図書館・前掲註（25）145頁。
- (28) 法務図書館・前掲註（25）147頁。
- (29) 法務図書館・前掲註（25）148頁。
- (30) 法務図書館・前掲註（25）149頁。
- (31) 法務図書館・前掲註（25）151頁。
- (32) 法務図書館・前掲註（25）159頁。
- (33) 法務図書館・前掲註（25）159頁。
- (34) 法務図書館・前掲註（25）168頁。
- (35) 広中俊雄編著「民法修正案（前三編）の理由書」（1987年）505頁。
- (36) 梅謙次郎講述『民法（明治29年）債権 第二章契約（第一節～第三節）』43頁。
- (37) 富井政章『訂正増補民法原論第一卷総論』（1922年）472頁。
- (38) 神戸寅次郎「承諾論」法学志林18巻2号（1916年）47頁、同『民法論纂』（1926年）444頁、小池隆一『日本債権法各論』（1931年）23頁、石田文次郎『債権各論』（1957年）11頁。
- (39) 神戸寅次郎・前掲註（38）「承諾論」65頁。
- (40) 田中実「契約の成立時期について—神戸先生の所説の再認識—」慶應義塾大学法学研究38巻1号神戸寅次郎先生記念論文集（1965年）79頁。
- (41) 石坂音四郎『債権総論下巻（8版）』（1921年）1879頁。
- (42) 石坂・前掲註（41）1882頁。
- (43) 鳩山秀夫「承諾ノ効力発生時期」法学新報26巻9号（1916年）15頁。
- (44) 鳩山・『日本債権法各論（上）』（1924年）50頁。
- (45) 星野・前掲註（16）80頁。
- (46) 横田秀雄『債権各論（11版）』（1920年）67頁。
- (47) 末弘巖太郎『債権各論（5版）』（1920年）111頁。
- (48) 末弘・前掲註（47）111頁、末川博『契約法 上（総論）』（1958年）45頁、宗宮信次『債権各論（新版）』（1971年）28頁。
- (49) 我妻・前掲註（2）（1954年）65頁。
- (50) 我妻・前掲註（2）67頁、松坂佐一『民法提要 債権各論（5版）』（1993年）20頁、星野・前掲註（16）80頁。
- (51) 鳩山・前掲註（43）15頁。

42 (169)

- (52) 大久保・前掲註（5）262頁。
- (53) 梅・前掲註（36）61頁。
- (54) 大久保・前掲註（5）264頁。
- (55) 小橋一郎『手形行為論』（1964年）53頁。
- (56) 小橋・前掲註（55）55頁。
- (57) 石田・前掲註（17）178頁。